

平成27年第4回江差町議会定例会資料

資料1：江差町個人番号利用条例の概要【議案第1号関係】	…P 1
資料2：江差町税条例の一部を改正する条例の概要【議案第2号関係】	…P 2
資料3：江差町税条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第2号関係】	…P 3
資料4：江差町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要【議案第3号関係】	…P 9
資料5：江差町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第3号関係】	…P 10
資料6：公的個人認証タッチパネル導入委託業務の概要【議案第4号関係】	…P 12
資料7：江差新栄デジタルテレビ放送機電源ユニット修繕事業の概要【議案第4号関係】	…P 13
資料8：顔認証システム導入事業の概要【議案第4号関係】	…P 14
資料9：江差町コミュニティセンター水堀会館非常放送設備改修の概要【議案第4号関係】	…P 15
資料10：江差町老人福祉センター加圧給水ポンプ修理の概要【議案第4号関係】	…P 16
資料11：権利擁護人材フォローアップ研修事業の概要【議案第4号関係】	…P 17
資料12：ひのき荘排水設備修繕の概要【議案第4号関係】	…P 18
資料13：固定資産評価審査委員会委員について【同意第1号関係】	…P 19
資料14：人権擁護委員について【諮問第1号関係】	…P 20
資料15：人権擁護委員について【諮問第2号関係】	…P 21
資料16：平成27年度国・道への要望等状況一覧（9月～11月）	…P 22
資料17：全国町村長大会決議について	…P 23
資料18：全国町村長大会特別決議について	…P 25

江差町個人番号利用条例の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)の施行に伴い、条例制定するものです。

1 マイナンバー制度について

マイナンバー(個人番号)は、住民票を有する住民一人ひとりに付けられる 12 桁の番号です。マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報をマイナンバーにより同一人の情報であることの確認を行うための社会基盤となるもので、これにより社会保障や税の給付と負担の公平化や行政事務の効率化を図り、国民にとって利便性が高く、より公平・公正な社会の実現を目指すものです。

2 マイナンバー制度の主なスケジュール

平成 27 年 10 月	通知カードによるマイナンバーの通知
平成 28 年 1 月	マイナンバーの利用開始 個人番号カードの希望者への交付開始
平成 29 年 1 月	国の機関間での情報提供開始
平成 29 年 7 月	地方公共団体の情報提供開始

※平成 28 年 1 月から国の行政機関や市町村等は、マイナンバーを利用して事務を行うことができるようになりますが、対象となる事務については、番号法ではマイナンバーの利用範囲は、現在、社会保障、税及び災害対策の分野に限られています。なお、マイナンバーは、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられております。

3 マイナンバーの独自利用について

番号法第 9 条第 1 項においては、番号法別表第 1 に掲げる事務について、マイナンバーを利用することができることになっていますが、番号法第 9 条第 2 項の規定に基づき、地方公共団体が地域の実情を踏まえて条例で定める場合(番号法に定められていない事務であっても、社会保障・税・災害対策の分野において、条例に規定することで、独自にマイナンバーを利用することもできる)は、独自でマイナンバーを利用することができることになっております。

江差町個人番号利用条例 別表第 1

4 庁内での利用(庁内連携)について

番号法別表第 2 に掲げる事務を処理するために必要な特定個人情報で、町が保有するものについては、番号法第 9 条第 2 項の規定に基づき、条例で定めることにより、利用することができます(法定利用事務の庁内連携)。また、番号法に定められていない独自利用事務を処理するにあたり、役場内での情報連携を行うためには、条例に規定する必要があります(独自利用事務の庁内連携)。

江差町個人番号利用条例 別表第 2

江 差 町 税 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 税 目 等	改 正 概 要
<p>【番号法施行関係】</p> <p>(用語)</p> <p>○ 第2条</p> <p>(町民税の申告 他)</p> <p>○ 第36条の2、第63条の2、第89条、第139条の3、第149条</p> <p>(施行期日)</p> <p>○ 附則第1条</p>	<p style="text-align: center;">地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）の改正を踏まえ、法人番号等に関する所要の見直し</p> <p>1 納付書及び納入書への法人番号等の記載を取止め、改正前に戻す 《公布の日から施行》 「法人に関して所在地、名称及び法人番号など」を記載 ⇒ 納税者の住所及び氏名「又は名称」などを記載</p> <p>2 個人番号及び法人番号に関する文言整理 《公布の日から施行》</p> <p>3 上記第2条の改正により番号法施行の影響を受けないことから、該当箇所を削除 《公布の日から施行》 「第2条第3号及び第4号」を削除</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに、納税者の住所及び氏名又は名称 _____ _____ _____並びに納付すべき徴収金額、その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が、徴収金を納入するために用いる文書で、町が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称 _____並びにその納入すべき徴収金額その他、納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合におい</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに、納税者の住所及び氏名_____(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)) (法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)並びに納付すべき徴収金額、その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が、徴収金を納入するために用いる文書で、町が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名_____(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)並びにその納入すべき徴収金額その他、納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合におい</p>

江差町税条例新旧対照表

4

改正後	改正前
<p>ては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該、該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号<u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）</u>、当該該当することとなつた日、その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が、毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、町長に提出して行なわなければならない。</p> <p>（1） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号<u>（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>（2）～（4） （略）</p>	<p>ては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該、該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に<u>有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号</u>_____</p> <p>_____、当該該当することとなつた日、その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が、毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、町長に提出して行なわなければならない。</p> <p>（1） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>（2）～（4） （略）</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、</p>	<p>2 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。_____次条において同じ。)又は法人番号_____ (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>納期限（前7日）までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申し出なければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号</p>	<p>納期限（前7日）までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申し出なければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう_____。）又は法人番号_____（個人番号又は法人番号</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (中略)</p> <p>(3) 第1条中江差町税条例_____第36条の2第8項、第51条第2項各号、第51条第2項第1号の改正規定、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに附則第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第3条第3項及び第8項、第4条第2項、第5条第1項、第7条及び第8条の規定の改正規定 行政手続における特定の個人を識別するた</p>	<p>を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (中略)</p> <p>(3) 第1条中江差町税条例第2条第3号及び第4号、第36条の2第8項、第51条第2項各号、第51条第2項第1号の改正規定、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに附則第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第3条第3項及び第8項、第4条第2項、第5条第1項、第7条及び第8条の規定の改正規定 行政手続における特定の個人を識別するた</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
めの番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日	めの番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

江差町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要

改 正 税 目 等	改 正 概 要
<p>【換価の猶予関係】</p> <p>(職権による換価の猶予手続等)</p> <p>○ 第11条</p> <p>(申請による換価の猶予手続等)</p> <p>○ 第12条</p>	<p style="text-align: center;">総務省からの正誤表の送付を踏まえた所要の訂正</p> <p>1 読み替えて準用する適用範囲の訂正 《平成28年4月1日から施行》 第8条第2項から「第4項」⇒ 第8条第2項から「第5項」</p> <p>2 読み替えて準用する適用範囲の訂正 《平成28年4月1日から施行》 第8条第2項から「第4項」⇒ 第8条第2項から「第5項」</p>

江差町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職権による換価の猶予の手續等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(申請による換価の猶予の申請手續等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行し平成27年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、次の各号に定める日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 第1条中江差町税条例第8条から第17条まで、第18条、</p>	<p>(職権による換価の猶予の手續等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(申請による換価の猶予の申請手續等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行し平成27年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、次の各号に定める日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 第1条中江差町税条例第8条から第17条まで、第18条、</p>

江差町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び附則第16条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第7項及び第6条の規定 平成28年4月1日 (中略)	第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び附則第16条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第7項及び第6条の規定 平成28年4月1日 (中略)

公的個人認証タッチパネル導入委託業務

1. 目的と概要

本事業は、住基ネットにおける番号法施行に向けた対応について、住民基本台帳ネットワークシステム既存CS業務アプリケーションとJPKI窓口端末アプリケーションの同一端末への統合について、統合したことにより必要となる入力装置を兼ねたタッチパネルディスプレイの導入及び導入作業を行うもの。

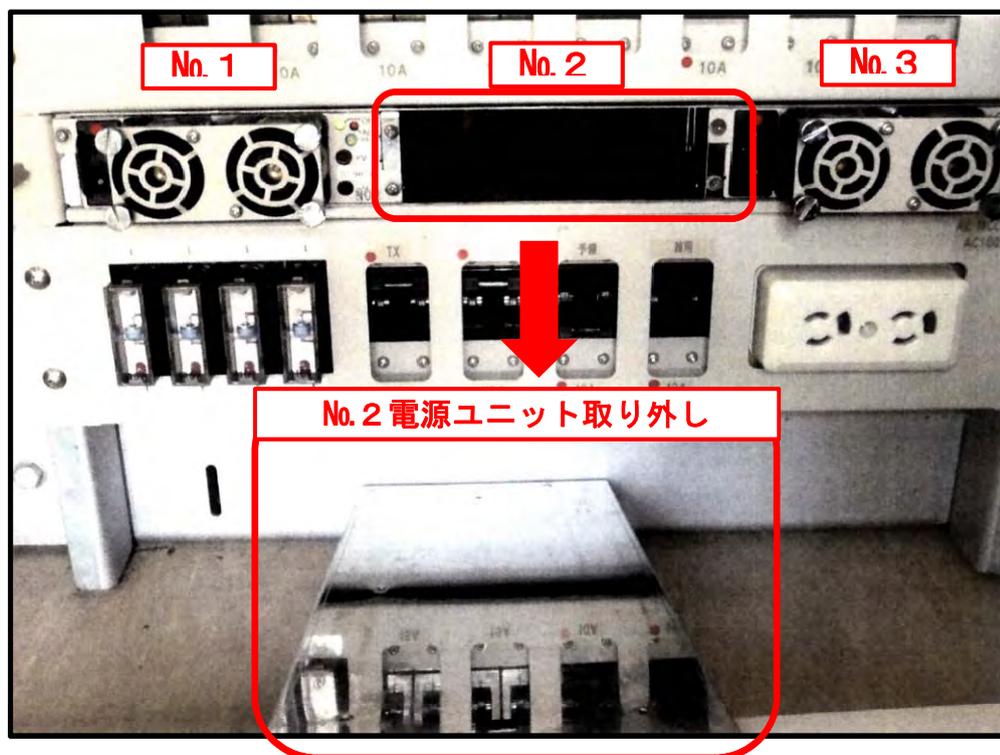
2. タッチパネルイメージ図



3. 事業費 202千円

江差新栄デジタルテレビ放送機電源ユニット修繕事業

1 事業概要



放送機の電源で、通常電源ユニット3台並列動作で機器運用するが、No.2電源ユニットの電圧が降下（故障）しているため現状2台で運用している状況。
さらに電源が故障した場合、デジタルテレビ放送に支障がでる恐れがあることから取替が必要。

2 事業費

211千円

顔認証システム導入事業

導入理由

個人番号カードについては、マイナンバー制度に係る本人確認資料として使用するだけでなく、その他の本人確認資料としても活用できることからその申請者に対し、確実に交付する必要があります。国が定めた事務処理要領においても、目視で個人番号カードの写真と交付申請者との同一性が確認できない場合、当該システムを活用し本人確認をすることとされており、個人番号カードの確実な交付のため、本システムの導入が必要となります。

1 アプリケーションを起動する (初回のみ)



個人番号カード交付窓口用顔認証システム

2 個人番号カードまたは個人番号カード交付申請書を、スキャナにセットする



顔写真の位置

- 赤い四角の位置に顔写真が配置されること
- 読み取る面（写真のある面）を下にすること

※申請書（A4版）の置き方は、「スキャナご利用時の留意点」の資料を参照してください。

3 来庁者の顔を、カメラエリアのガイダンス（顔枠）に合わせる



4 「照合開始」ボタンを押す



注意 ガイダンス（顔枠）に対して撮影した顔画像が小さすぎると照合に失敗します。ガイダンス（顔枠）に入る大きさに合うよう、申請者の撮影距離を調節してください。

5 照合結果を確認する

照合結果OK（しきい値以上）：水色



照合を完了しました。

次の申請者に進む場合は「画面クリア」ボタンを押す

照合結果NG（しきい値未満）：ピンク



照合を完了しました。

江差町コミュニティセンター水堀会館非常放送設備改修【事業費：697千円】

江差町コミュニティセンター条例（昭和49年条例第22号）に規定する施設

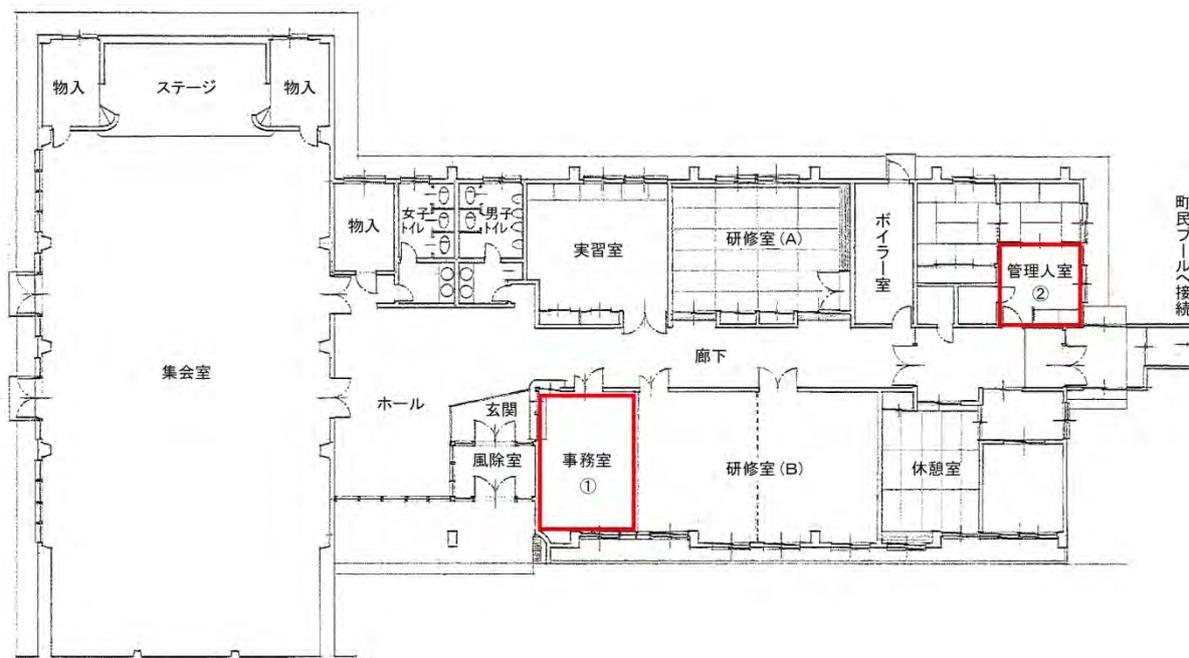
所在地：江差町字水堀町28番地

改修理由：当該施設に設置されている非常放送設備は、機器の不良により非常放送時の音声を確認できない状態（非常警報設備遠隔操作部不良）であるため。（製造年：1974製）



① 事務室

② 管理人室



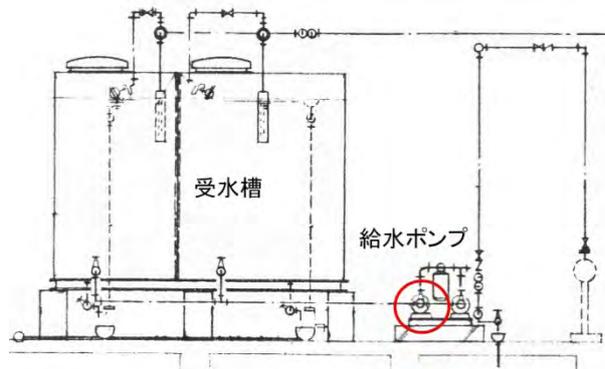
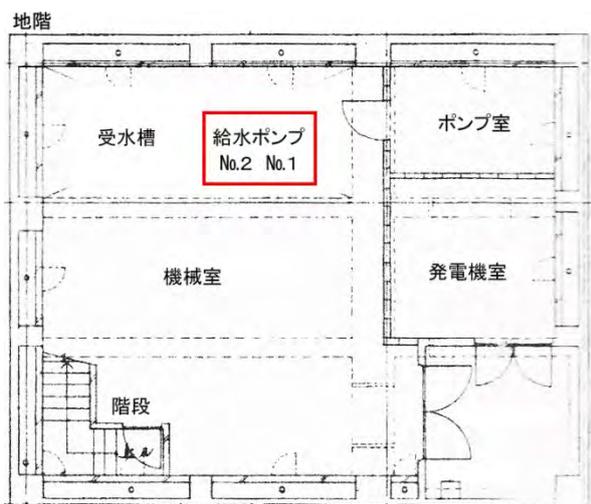
用途：(1) 項ロ（集会施設）収容人員300人以上

根拠法令：消防法施行令（非常警報器具又は非常警報設備に関する基準）

江差町老人福祉センター加圧給水ポンプ修理【事業費：454千円】

江差町老人福祉センター条例（平成12年条例第23号）に規定する社会福祉施設
所在地：江差町字新栄町264番地2（地階：機械室）

修理理由：当該施設に設置されている加圧給水ポンプは、本来2基による自動交互運転により稼働するものであるが、ポンプ1基（No.2）の故障により、現在ポンプ1基での単独運転となっている状況である。単独運転しているポンプ1基（No.1）に係る負荷は相当であり、故障を避けるためにも修理により自動交互運転を可能とさせるため。



権利擁護人材フォローアップ研修事業

【目的】

介護保険法第5条3項において、住まい、医療、介護、予防、生活支援のサービスが一体的に提供される地域ケアシステムを構築していくことが、国及び地方公共団体の責務とされている。

この事業は、中でも認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材の育成を総合的に推進することを目的とする。

【事業内容】

事業（タイトル仮称）	内 容	回数
権利擁護事業講演会	生活支援員および市民後見人に求められる役割について学ぶ知識向上の講演会	1回
事例検討会	切れ目ない支援を行うために、日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行した事例検討会の開催	1回

【事業費】 119千円

【補助】 道補助金（権利擁護人材育成事業費補助金）
補助上限額（263千円）
補助率（10／10以内）

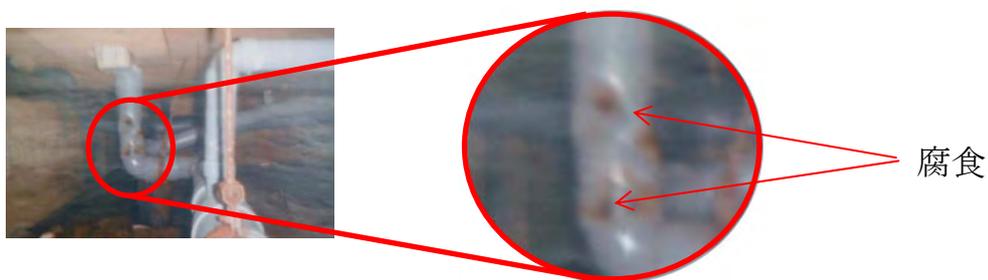
ひのき荘排水設備修繕

◆排水管の状況について

(1) 場所

- ・ひのき荘西棟（昭和61年改築）
職員用・男性用（入所者用）・女性用（入所者用）トイレ下

(2) 現況写真



江差町固定資産評価審査委員

氏名	わか 若	はま 濱	ひろし 博	
生年月日	[REDACTED]			
住所	江差町字 [REDACTED]			
最終学歴	法政大学法学部法律学科卒業			
主な職歴	昭和42年	4月	江差信用金庫職員	
	平成5年	7月	江差信用金庫常勤理事	
	平成18年	6月	江差信用金庫常務理事	
	平成23年	6月	江差信用金庫専務理事	
	平成27年	6月	退職	
公職歴等	平成21年	12月11日	江差町固定資産評価審査委員	
	～平成27年	12月10日		

人 権 擁 護 委 員

氏 名 まつ 村上 とし あき
松 村 俊 昭

生年月日 [REDACTED]

住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]



最終学歴 昭和40年 3月 駒沢大学文学部英文学科卒業

職 歴 等 昭和40年 4月 ～ 昭和49年 3月 今金町立今金中学校教諭
昭和49年 4月 ～ 昭和52年 3月 江差町立江差中学校教諭
昭和52年 4月 ～ 昭和52年 8月 正覚院役僧
昭和52年 9月 ～ 現在 正覚院住職

公職歴等 昭和56年 8月 ～ 現在 人権擁護委員（11期）
昭和59年10月 ～ 平成14年 9月 江差町教育委員会委員
平成 8年 5月 ～ 現在 歴史を生かす街並み景観審議会委員
平成10年 5月 ～ 現在 江差人権擁護委員協議会会長
平成13年 6月 ～ 現在 函館人権擁護委員連合会副会長

人 権 擁 護 委 員

氏 名 うえき
植木 やす子

生年月日 [REDACTED]

住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]

最終学歴 昭和46年 3月 北海道江差高等学校卒業

職 歴 等 昭和46年4月 1日
～ 江差税務署職員
平成23年7月10日



【平成27年度 国・道への要望等状況一覧】

(平成27年9月1日から平成27年11月30日)

要望団体	要 望 内 容	要 望 先	備 考
高規格幹線道路 「木古内・江差 間」整備促進協 議会	<p>■高規格幹線道路「函館・江差自動車道」整備にかかる木古内・江差間の早期着手について</p> <p>○道路予算の総額確保</p> <p>○高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の整備区間への昇格と江差町側からの工事着手について</p>	総務省・国土交通 省・地元選出代議士	9月24日 (要望書提出)
主要道道江差・ 木古内線整備促 進期成会	<p>■主要道道江差・木古内線の整備充実について</p> <p>○道路整備の安定的な財源確保等について</p> <p>○主要道道江差・木古内線の整備促進について</p>	函館建設管理部・北 海道建設部	10月13日～14日 (要望書提出) (函館・札幌)

決 議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、また、中山間地域や離島など条件不利地域を多く抱える町村においては、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

加えて、東日本大震災の被災地における復興をはじめ、地方創生・人口減少克服のためには、国と地方が総力を上げて取り組んでいかなくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 一、東日本大震災からの復興の加速化をはかるとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。
- 一、地方創生を強力に推進すること。
- 一、地方分権改革を強力に推進すること。
- 一、道州制は導入しないこと。
- 一、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、歳出特別枠及び別枠加算を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。
- 一、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、車体課税の見直しは代替財源の確保を前提とすること。
- 一、田園回帰の環境を充実させるとともに、農山漁村の振興をはかること。
- 一、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
- 一、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上決議する。

平成27年11月18日

全国町村長大会

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定 に関する特別決議

平成 27 年 11 月 18 日

全国町村長大会

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定に関する特別決議

平成 27 年 10 月 5 日、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉の大筋合意がなされた。

今回の合意は、幅広い分野に影響を及ぼすとともに、農林水産業においては、中山間地域のみならず相対的に条件が整った農業地域にも深刻な打撃を与える懸念がある。このことは、食料自給率の低下を招くとともに、「美しく活力ある農山漁村」の構築が妨げられ、地方創生を推進する上で支障となりかねない。

全国町村会は、昨年 9 月に農業・農村政策のあり方について提言を行い、その中で「都市・農村共生社会の創造」を主張し、国土保全や水源の涵養、環境・景観の維持等、農山漁村が有する価値の重要性を訴えてきた。

政府においては、これまで以上に国内農林水産物の品質や安全性に対する国民の理解を深めるとともに、影響を受ける農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

1. 国内農林水産業の振興

(1) 重要 5 品目については、以下の対策も含めた、強力な振興施策を速やかに講じること。

- ① コメについて、新設された国別枠の買い上げに対する万全の財政措置と、飼料用米等に対する直接支払交付金、経営所得安定対策への十分な財政措置
- ② 麦について、マークアップの削減により生じる経営所得安定対策の財源不足に対する十分な財政措置
- ③ 牛肉・豚肉について、経営安定特別対策事業等の拡充、これら事業の法制化と十分な財政措置
- ④ 乳製品について、酪農経営安定対策の拡充と十分な財政措置
- ⑤ 甘味資源作物について、現行の糖価調整制度の維持が可能となるような十分な財政措置

- (2) 重要5品目以外の、林産物、水産物、果樹等については、生産基盤や流通体制の整備、国内需要の喚起、燃油・飼料代等の生産コスト対策等、確実に再生産が可能となる諸施策を講じること。
- (3) 所得の向上による担い手の育成・確保、生産力の向上、6次産業化等による高付加価値化、国内外の新たな需要の開拓など、農林水産業の体質強化対策を講じること。
- (4) 多くの関税が長期にわたり段階的に削減されることから、これらの影響やその根拠となるデータを毎年度詳細に開示すること。その上で、各品目における影響に対し、機動的かつ継続的に対応できるよう、十分な資金を有する「TPP対策基金」を創設すること。
- (5) 今後の貿易交渉にあたっては、今回の大筋合意の内容を前例としないこと。

2. 農山漁村の活力の維持

今回の合意による影響は地域によって多様であり、その農林水産業振興対策は、地域の実情に最も通じた地方自治体が、多面的機能を十分発揮させつつ「農山漁村の振興」とのバランスをとりながら実施するべきものである。過度に農林水産業の生産性を追求した振興策は、地域の働く場やコミュニティ形成の場を喪失させ、農山漁村人口の減少を招き、農山漁村の活力維持を阻害するおそれがある。

政府においては、地方自治体が、農業経営力の強化や6次産業の育成など、農村の価値を高めるような独自の対策を、上記の観点から主体的に実施できるよう、国が用途の大枠を決定した上で、地方自治体に客観的な基準により配分する、既存の補助金を統合した新たな交付金「農村価値創生交付金（仮称）」を創設するべきである。

我々も政府とともに、これらの施策を通じ、農山漁村の価値を向上させ、その活力の維持を図るため、全力を挙げて取り組む決意である。

以上決議する。

平成27年11月18日

全国町村長大会